

一般事業主行動計画

■次世代育成支援対策推進法

行動目標

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、すべての社員が能力を十分に発揮し効率よく業務が行えるよう、次のように行動計画を策定する。

行動計画

1.計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2.内容

【目標】在宅勤務やテレワーク等による働き方の導入

<対策>

令和2年4月～ 社内ネットワークによる制度内容の周知。

令和2年4月～ テレワーク運用ルールに関するパンフレット作成。

令和2年4月～ 在宅勤務やテレワークの運用の実施。

■ 女性活躍推進法

行動目標

女性の更なる活躍を目指し、時短勤務を取得した社員が業務を滞りなく遂行できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

行動計画

1.計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2.内容

【目標】時短勤務者を対象としたシフト勤務の導入により、業務遂行環境を整える。

<対策>

令和2年4月～ 社内ネットワークによる制度内容の周知。

令和2年4月～ 時短勤務者への制度内容の案内。

令和2年4月～ 対象者への聞き取り、シフト勤務の実施。